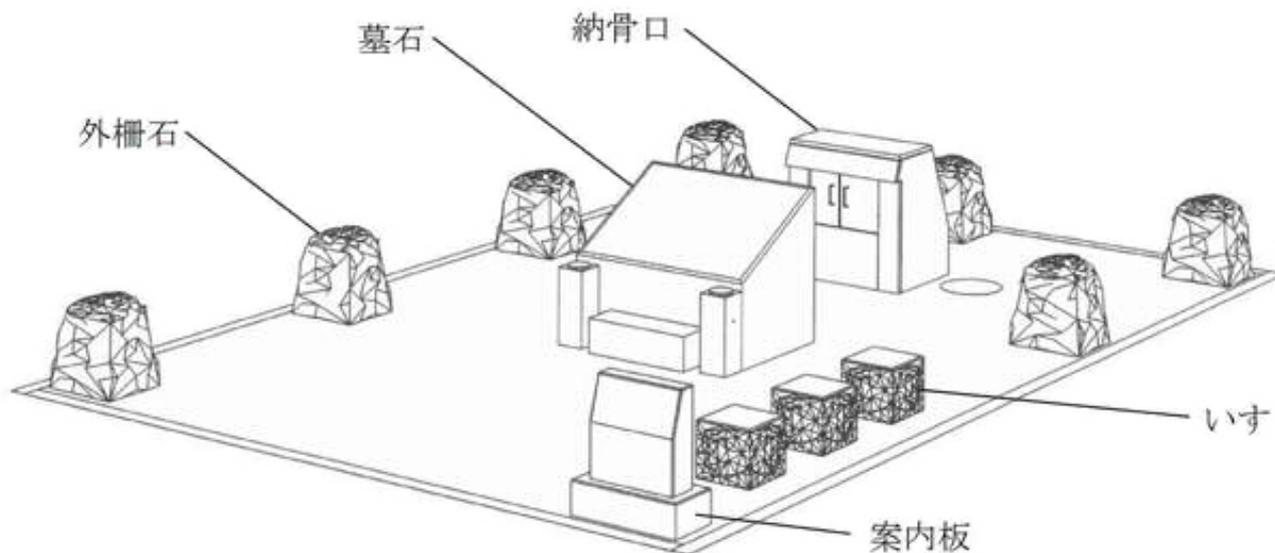


# 恵庭市合同納骨塚（愛称：<sup>ていえんづか</sup>庭縁塚）のご案内

庭縁塚は、お墓がない又はお墓があっても引き継ぐ方がいない恵庭市に縁（ゆかり）がある人が利用することができる合同のお墓です。

庭縁塚を使用する場合は、事前に申請を行い、許可を受ける必要があります。申請をせず、そのまま庭縁塚にお骨を持っていっても納骨することはできませんので、ご注意ください。

申請方法については、以下をご確認ください。



## 1 概要について

- ・ 納骨には事前に市（墓園管理事務所）の許可が必要です。
- ・ 恵庭市に縁がある人が利用できます。（詳細は、裏面をご覧ください。）
- ・ 敷地は幅 5.3m、奥行 7.7mのインターロッキング敷で、周囲に外柵石等を配置しております。
- ・ 墓石は幅 1.4m、高さ 1mです。
- ・ 供物台、花立を設置しています。（参拝後、供物等はお持ち帰りください。）
- ・ 1,500 人分の遺骨を収容できます。
- ・ 骨壺から焼骨を取出し、墓石後ろの納骨口から埋蔵します。
- ・ 埋蔵後のお骨の返還、改葬はできません。親族とご相談の上、申請してください。
- ・ 申請する前に、必ず現地をご確認ください。

## 2 使用料

お骨 1 体につき、15,000円

※ 使用料は永代です（管理料はありません）

※ 一度納付された使用料は返還できません。

※ 次に該当する人には減免措置があります。詳しくはお問合せください。

- (1) 恵庭墓園の区画を返還し、庭縁塚に改葬する人
- (2) 恵庭市で生活保護を受給している人
- (3) 恵庭市内にある旧墓地から移転する人

### 3 使用方法

#### (1)使用することができる人

①左記の全てに該当する人	<input type="checkbox"/> 申請者と死亡者が親族である <input type="checkbox"/> 申請者が恵庭墓園の「区画」の使用許可を受けていない <input type="checkbox"/> 申請者または死亡者が、市に住民票または戸籍がある人・あった人
②恵庭墓園の「区画」の使用許可を受けている人で、「区画」を返還し、埋蔵されたお骨を合同納骨塚（庭縁塚）へ改葬する人	

※恵庭市所在の老人施設、障がい者施設等の入所者であった人の納骨については、別途相談ください。

※生前予約使用については、別紙をご参照ください。

※親族とは、民法第725条に規定する親族（六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族）をいいます。

#### (2)申請に必要な書類

①申請書	恵庭墓園合同納骨塚使用申請書（恵庭墓園管理事務所で配付）
②印鑑	認印可（スタンプ印以外）
③使用料	お骨1体につき15,000円
④申請者の本人確認書類	運転免許証、マイナンバーカードなど
⑤申請者の住民票	本籍の記載があるもの（取得後3ヶ月以内）
⑥お骨の証明書 （該当するものをご用意ください。ご不明の場合は、事前にご相談ください。）	ア 火葬証明書（初めて納骨する場合：火葬時に交付済） イ 改葬許可書（市外の墓地等から改葬する場合：他市町村の役所が交付） ウ 収蔵証明書（市内納骨堂の場合：納骨堂の管理者が交付） エ 恵庭墓園の「区画」に埋蔵した焼骨を庭縁塚に改葬する場合は、市に納骨の届出がなされているか、事前に確認をお願いします。
⑦その他	⑤、⑥で使用要件に該当するかどうか分からないときは、使用要件に該当することを証明する書類（戸籍謄本、除籍抄本、戸籍の附票など） ※詳しくは、恵庭墓園管理事務所までお問い合わせください。

#### (3)申請から納骨までの流れ

①申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書を記載し、必要な書類を添付して提出します。</li> <li>内容を確認後、使用料の納付書を交付します。</li> </ul>
▼	
②使用料の納付	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請当日、恵庭墓園管理事務所でお支払いいただきます。</li> </ul>
▼	
③許可証の交付	<ul style="list-style-type: none"> <li>許可証を交付します。許可証には納骨日時を記載します。</li> <li>許可書は、複写式で2部お渡しします。</li> </ul>
▼	
④納骨	<ul style="list-style-type: none"> <li>納骨時に管理事務所が記入後、1部は回収、1部は申請者の控えとしてお返しします。</li> </ul>

## 4 留意事項について

### ① 納骨関係

- (1) 納付された使用料は返還できません。また、お骨を骨壺から取り出して合同力ロートに納骨する方式のため、納骨後のお骨の返還・改葬はできません。親族とよくご相談の上、申請してください。
- (2) 冬期は積雪があるため、埋蔵することができる期間は5月から11月までとしています。
- (3) 納骨は、恵庭墓園管理事務所の立会のもと親族が行います。恵庭墓園管理事務所が焼骨をお預かりすることや、納骨することはありません。
- (4) 納骨時には、必ず許可証を恵庭墓園管理事務所へ提出してください。提出しない場合は、納骨できません。
- (5) 納骨は、すみやかに行ってください。(納骨時の宗教的儀式はご遠慮ください)
- (6) 納骨できるのは焼骨のみです。(副葬品はご遠慮ください)
- (7) 納骨後の空いた骨箱や骨壺について処分を希望する人は、納骨時に恵庭墓園管理事務所へご相談ください。

### ② 参拝関係

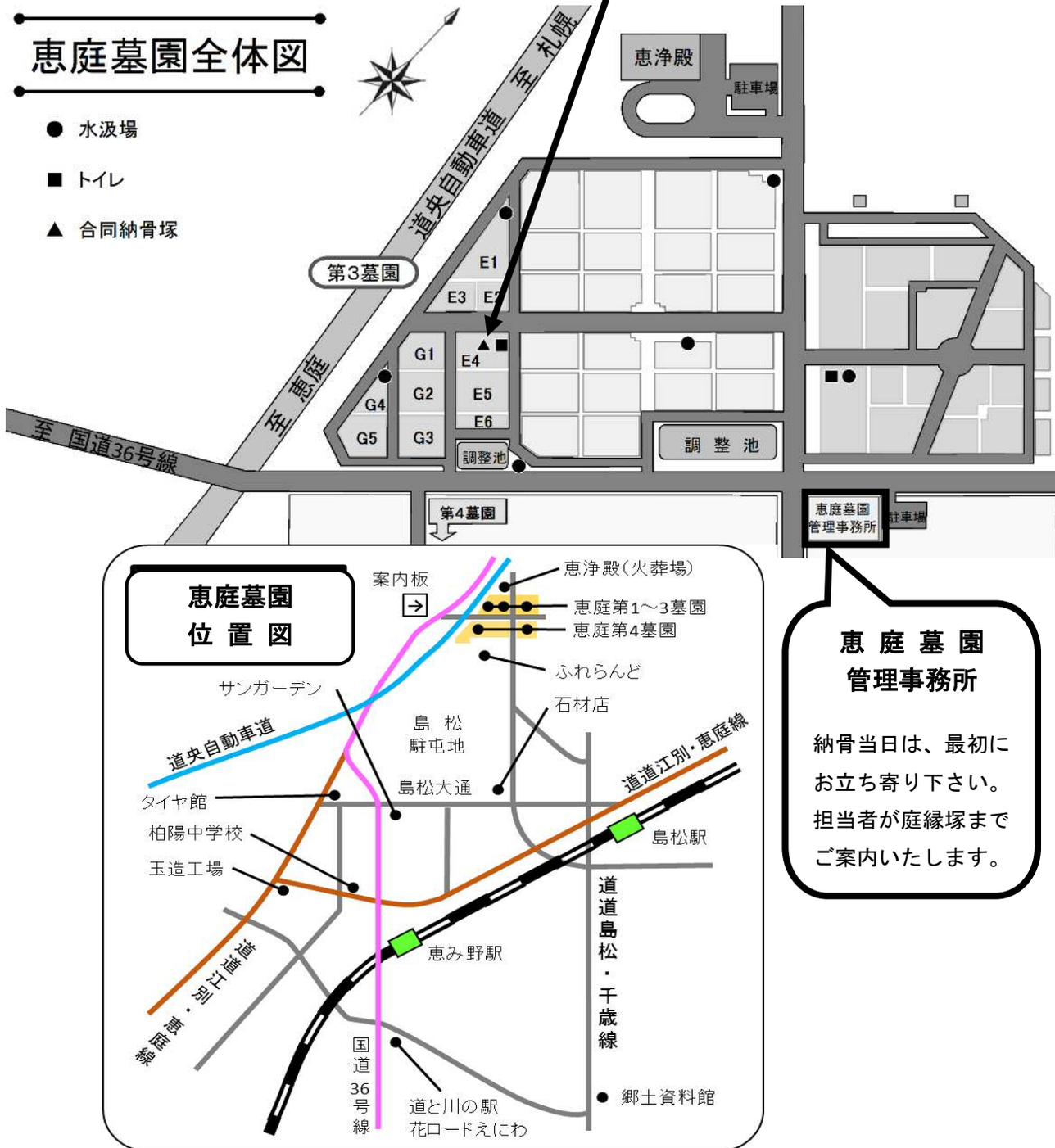
- (1) 納骨後の参拝は自由にできますが、供物、供花等は必ずお持ち帰りください。
- (2) 参拝時は他の人の参拝を妨げないようにしてください。
- (3) 冬期は積雪があることから、参拝をすることができる期間は5月から11月までとしています。ただし、ご自身で現地に到着、参拝される場合は、この限りではありません。
- (4) 市（恵庭墓園管理事務所）では、宗教的儀式を行いません。
- (5) 墓誌はなく、名前を刻むことはできません。

### ③ その他

- (1) 使用許可を受けた後、焼骨の埋蔵までに記載事項に変更があった場合は、別途、変更の申請をし、許可証の再交付を受けてください。
- (2) 使用許可を受けた後に、使用を中止する場合は、使用中止届出書を提出してください。(使用料の還付はありません。)

## 5 庭縁塚の場所

恵庭市西島松 253-1 他 恵庭第3墓園 E4 区画



## 6 お問い合わせ先

申請・納骨立会関係	
施設名称	恵庭墓園管理事務所（恵庭墓園内）
住所	恵庭市西島松 227 番地 3
電話番号	0123-36-5600
業務時間	9:00~16:30（4月~11月） 10:00~15:00（12月~3月の平日） 8:00~13:00（12月~3月の土日祝日）
開所日	平日、土日祝日（年末年始を除く）